

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成22年7月6日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- | | | |
|---|----------------|------------|
| 1 | 建 築 士 の 氏 名 | 加藤 良二 |
| 2 | 二級建築士又は木造建築士の別 | 二級建築士 |
| 3 | 登 録 番 号 | 第1805号 |
| 4 | 免許を取り消した年月日 | 平成22年6月29日 |
| 5 | 取 消 し の 理 由 | 死亡 |